

大阪府立水都国際中学校・高等学校

いじめ防止基本方針



大阪府立水都国際中学校・高等学校

Osaka Prefectural Suito Kokusai

Junior & Senior High School

本方針は令和元年5月1日策定された。

1. いじめ対策のための組織

(ア)役割

- 学校いじめ防止基本方針の見直し、改善
- 年間指導計画の作成・実施・検証・改善
- いじめが疑われる事案の事実確認・判断
- 事案解決後の指導・支援の計画作成

(イ)構成組織 チャイルドプロテクション委員会 (Child Protection Committee)

(ウ)構成員

校長、副校長、事業責任者、生徒指導主事、人権教育部主任、養護教諭、学年主任、特別支援教育コーディネーター（必要に応じて）、学校カウンセラー（必要に応じて）

2. 未然防止のための取組

(ア)生徒に対し、教職員は受容的、共感的態度で接する。

(イ)教育活動全体を通じて、豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育む。

(ウ)生徒が人権の意義や多様性について正しく理解し、互いに尊重でき、安心できる環境を提供する。

(エ)生徒自身の主体的な活動を進め、生徒自らがいじめの未然防止に取り組み、すべての生徒にとって居心地のよい学校づくりを推進する。

(オ)大阪YMCA総合教育センターの特別支援教育コーディネーター、臨床心理士、言語聴覚士などの専門家と連携し、日常的に教職員が連携できる体制を構築する。

3. 早期発見のための取組

(ア)教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、生徒の状況をきめ細やかに把握するよう努める。

(イ)実態把握の方法として、いじめに関わるアンケートを年2回以上定期的に実施する。

(ウ)生徒及び保護者に対して、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー等の相談窓口があることを周知する。

(エ)相談以外でも何気ない日常の生徒との会話や様子を見て、生徒に変化が見られるときは、教職員間で情報共有を行う。

(オ)いじめ問題に関しての外部の相談機関があることを、周知徹底する。

(カ)ICT専門のスタッフが、不定期にネットパトロールを行う。

4. いじめへの対処

(ア)いじめに関わる情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒

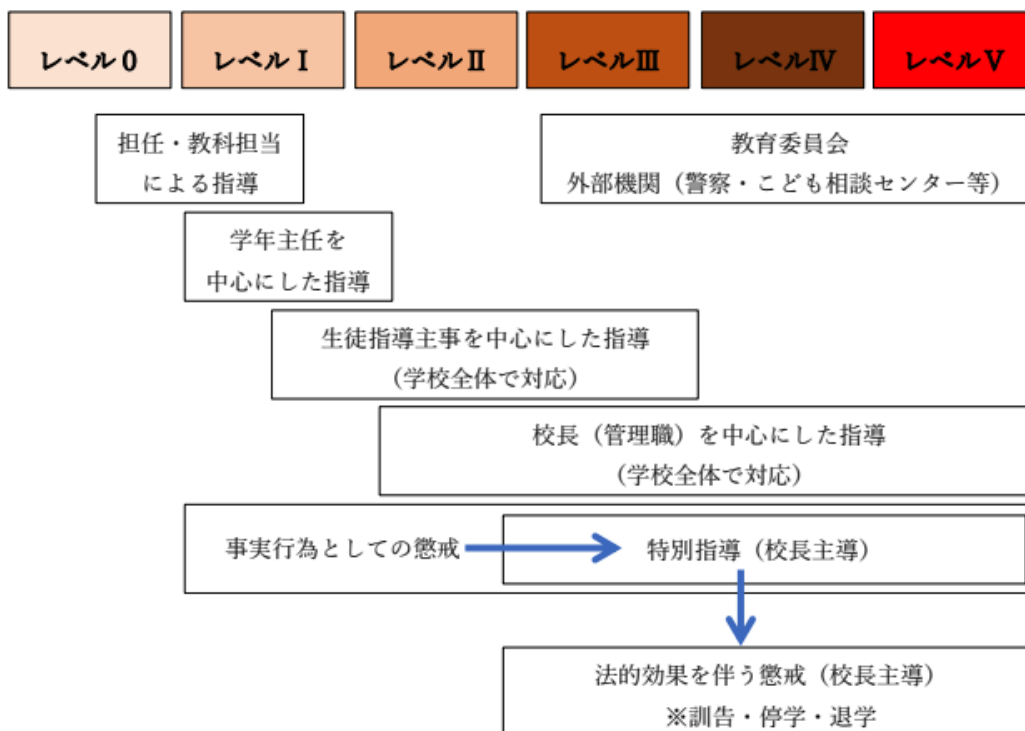
に対するアンケート調査、聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの適切な判断を行う。

(イ) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に関わる情報の収集と記録、共有を行う。

(ウ) いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること。
- いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童生徒本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。

《生徒指導対応チャート》



【水都国際中学校・高等学校 いじめ発見と対応のフローチャート図】

